

入札説明書

奈良春日野国際フォーラム本館無停電電源装置改修工事

奈春R 8－工1号

令和 8年10月

奈良県観光局奈良公園室

入 札 説 明 書

入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この工事の入札に参加することができます。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条の規定による入札公告第2の表中「登録業種」に対応する建設工事の一般建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 平成23年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書の提出日までに元請として完成し、引き渡し完了した無停電電源設備設置を含む、電気設備工事の施工実績を有する者であること。ただし、建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者として施工したものにあっては、出資比率が20%以上、その他の構成員として施工したものにあっては出資比率が10%以上の場合に限る。
- (8) 観光局が入札公告を行った工事において、調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として工事を契約したことにより、県土マネジメント部又は観光局が発注する新たな工事への参入を制限されていない者であること。

2 入札の手続き

- (1) 提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。入札書は、**工事費内訳書**を記載、同封の上、郵送により提出してください。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある

ときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (3) 入札書は、入札金額を明示し、工事番号、工事名及び工事場所、住所(所在地)、商号又は名称及び代表者氏名を記載するとともに、代表者の押印が必要です。
- (4) 入札書の提出は、書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に『<業者名>、<開札日>、<工事名>、<工事番号>及び「入札書在中」』を朱書きするとともに、入札書と**工事費内訳書**を入れた中封筒(直接提出する場合と同様に封印等の処理をしたもの)を表封筒に入れ、奈良県観光局奈良公園室長あての親展として、入札公告第3で指定する期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するようにしてください。
- (5) 入札書の提出後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書等で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (4) 開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

4 落札者の決定方法

- (1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

ただし、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行った上で、落札者を決定します。落札者の決定後、奈良公園室のホームページに落札者を掲載します。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認又は施工体制確認調査の結果によっては落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行う順位(契約優先順位)を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。

5 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

開札後、落札候補者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等を提出してください。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等

ア 競争入札参加資格確認申請書(別添様式S1)

イ 工事实績を記載した書面(別添様式S2-1(必要によりS2-2))

* 1の(7)に掲げる資格があることが判断できる施工実績を1件以上、様式S2-1

(必要に応じ様式S 2-2)に記載してください。その施工実績を確認する資料として、当該工事がコリンズに登録されている場合は、「竣工登録(登録内容確認書(工事实績))」等を添付してください。

登録されていない場合は、記載した工事の施工実績が確認できる契約書(受注形態が共同企業体の場合はその構成に関する協定書)、設計書又は仕様書等を提出してください。原本については内容確認後に返却します。

これらによることができない場合は、工事概要が確認できる「工事施工証明書」(様式S 2-2)を提出してください。民間発注工事の場合は、開発行為許可通知書等工事の実施を証明することのできる書類を添付してください。(当該様式の1~5の事項について確認できるものであれば必ずしも当該様式でなくてもかまいません。)

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書(別添様式S 6)

＊ 技術者の資格を証する書面(の写し)及び3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。

エ 現場代理人報告書(別添様式S 8)

＊ 予定価格1,000万円以上(土木一式工事については500万円以上)の工事の場合のみ提出してください。また、3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。

＊ 期限までに提出されない場合は失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

＊ 次順位以降の者が落札候補者となった場合、競争入札参加資格確認申請書等の提出期限は、別途指示します。

(4) 提出方法 持参により提出してください。

(5) 提出書類の作成等

ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 提出期限(追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限)後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

6 工事費内訳書に関する事項

(1) この工事の入札において使用する「工事費内訳書」様式を作成していますので、工事費内訳書は必ずこの様式を使用してください。

(2) 工事費内訳書は、レベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を明示し、「所在地」、「商号又は名称」、「工事名」及び「工事場所」を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。

また、添付もれの場合は失格となります。

(3) 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合は失格となりますので、間違いのないように作成してください。

ア 工事費内訳書を提出しない場合

イ 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の「工事価格」欄に記載された額とが異なっている場合

ウ 工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合

エ 工事費内訳書において設計図書に示された各項目の額を記載していない場合

オ その他記載内容に不備がある場合

7 聞き取り

必要に応じて提出書類等について聞き取りを実施します。聞き取りに応じない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

8 技術者の配置

落札者は、5の（1）のウに定める資料に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限りします。

9 現場代理人の配置

落札者は、工事現場に常駐する現場代理人を1名配置するものとします。なお、予定価格1,000万円以上（土木一式工事については500万円以上）の工事については、6の（1）のエに定める資料に記載した現場代理人をこの工事の現場に配置するものとします。

10 契約書作成の可否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を12の（2）に記載の提出先に電子メールで提出してください。

11 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

12 関連情報を入手するための照会窓口

（1）契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501

奈良市登大路町30番地

観光局奈良公園室奈良公園整備係

電 話 0742-27-8036

（2）「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出先（落札者のみ）

〒630-8501

奈良県奈良市登大路30番地

観光局奈良公園室奈良公園整備係

電 話 0742-27-8036

電子メール nara-park@office.pref.nara.lg.jp

別表 配置予定技術者の資格要件

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
電気工事	① 電気工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含みます。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含みます。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含みます。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもの ② 電気工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称するもの ③ 電気工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後5年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもの ④ 電気工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で電気工学又は電気通信工学に関する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で電気工学又は電気通信工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 ⑤ 電気工事に関し10年以上実務の経験を有する者 ⑥ 建設業法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者 ⑦ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限りします。）とするものに合格した者 ⑧ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第1種電気工事士免状の交付を受けた者又は第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者 ⑨ 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含みます。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者 ⑩ 建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第5項に規定する建築設

	備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後電気工事に関し１年以上実務の経験を有する者 ⑪ 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第７条の４から第７条の６までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し１年以上実務の経験を有する者 ⑫ 一般社団法人日本計装工業会の行う平成１７年度までの１級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し１年以上実務の経験を有する者 ⑬ 国土交通大臣が①～⑫までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定したもの
--	---

注：⑤の「１０年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、電気工事に関して延べ１２０か月以上の工事経験が必要です。他の業務（営業担当など）に従事していた場合は、その期間を除いて延べ１２０か月以上の工事経験が必要